

小学校4年生から18歳年度末までのお子さま

平成22年10月1日診療分～平成27年3月31日診療分まで

【助成内容】

払い戻しによる2/3助成（要申請）

注意：領収書の有効期間は、医療費を支払った日の翌日から5年間です。5年経過した領収書は、払い戻しの対象となりませんのでご注意ください。

対 象 年 齢	通院	入院
小学4年生～中学3年生	償還払い	償還払い
高校1年生（16歳）～18歳年度末	償還払い	償還払い

(1) 通院の場合

医療費の自己負担分の2/3を助成します。

(2) 入院の場合

中学生まで → 医療費の自己負担分の全額を助成します。

高校1年生（16歳）～18歳年度末まで → 医療費の自己負担分の2/3を助成します。

※ 容器代や入院時の差額ベッド代・食事代等は助成の対象になりません。

(3) 医師が治療上必要と認めた治療用装具(コルセット等)を購入した場合

費用の全額をいったんお支払いいただき、保険者負担分（7割分）は、加入中の健康保険に請求してください。

数か月後、加入中の健康保険から支給決定通知が届きますので、受け取った後、市役所窓口へ申請してください。保険診療による自己負担分の2/3を払い戻します。